

国際教養大学の理事及び監事に係る業務災害補償規程

平成 16 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 5 0 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方公務員災害補償法第 6 9 条第 2 項の規定に基づき、同法第 2 条に規定する職員以外の役員のうち労働者災害補償保険法の規定の適用を受けないものの業務上の災害に対する補償の制度を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「理事等」という。）に適用する。

(補償の実施)

第 3 条 法人は、理事等について業務により生じた災害と認定したときは、これに係る補償を行う。

(補償及び福祉事業)

第 4 条 補償等については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年秋田県条例第 4 1 条。以下「条例」という。）第 2 章の規定を準用する。

(規定の準用)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、規程の実施等に関し必要な事項は、条例及びこれに関する規則の例による。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。